

国民健康保険税の納付について

国民健康保険（国保）加入者の方へ、7月中旬に納税通知書を発送します。

国保税とは

職場の健康保険や、後期高齢者医療制度に加入している方などを除いて、市内に住んでいる方は、すべて国保に加入し、国保税を納めることが法律で定められています。

また、世帯主が国保に加入しているかに関わらず、世帯主が納税義務者になります。

国保税の減額制度

国保税には、申請により、減免などを受けられる制度があります。詳しくは、納税通知書の裏面をご確認ください。

国保税の納付方法など

国保税の納付方法や納期限などについて詳しくは、7ページをご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症、災害や病気などで納付が困難な方は、早めに国保年金課または収納課へご相談

ください。

令和2年度の変更点について

・賦課限度額が医療分について58万円から61万円へ変更されました。

・低所得世帯の均等割額及び平等割額の軽減について、判定基準所得金額が引き上げられました。申請は不要です。

◇5割軽減 33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×28・5万円（※）以下

※28万円から引き上げ

◇2割軽減 33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）×52万円（※）以下

※51万円から引き上げ

問い合わせ

国保年金課
☎ 84-0661

新型コロナウイルス感染症に関する減免

新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡、若しくは重篤な傷病を負った場合、または同感染症の影響により、その方の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入について一定程

度減少が見込まれる場合は、減免制度があります。減免を受けるには一定の条件を満たす必要がありますので、該当すると思われる方は、国保年金課（☎ 84-0661）までご相談ください。

令和2年度の国民健康保険税の算出方法

年間（令和2年4月～令和3年3月）の国保税は世帯ごとに次の税率によって算定されます。

区分	算定の基礎	医療分	支援分	介護分
①所得割額	前年中の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額×税率	6.0%	1.7%	1.3%
②均等割額	世帯内の加入者1人当たりの税額	25,500円	3,200円	9,100円
③平等割額	1世帯当たりの税額	24,500円	3,000円	6,400円
賦課限度額		61万円 (前年度58万円)	19万円	16万円

●年税額＝医療分（①＋②＋③）＋支援分（①＋②＋③）＋介護分（①＋②＋③）

◇年度途中の加入・脱退は、年税額を加入月割りで課税します。

◇年度途中の加入は、随時算定され、加入手続きされた翌月以降の納期回数に分けます。

※介護分は40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）に加算されます。

※国保から後期高齢者医療制度への移行で国保加入者が一人となる世帯は、平等割額が5年間2分の1となり、その後の3年間は4分の3になります。

●加入届出と課税について

国保税は、加入した月から課税されます。加入した月とは、届出をした月ではなく、他の市町村から転入した月や、職場の健康保険をやめた月をいいます。届出が遅れても、国保税は加入した月にさかのぼって納めることになります。